

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED]

審査請求人が令和2年8月3日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護開始決定処分及び保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和2年6月4日付けで行った保護開始決定処分及び保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年5月21日、審査請求人(以下「請求人」という。)は、処分庁に対し、法による保護の申請を行った。
- 2 処分庁は、令和2年6月4日付けで、請求人に対し、同年5月21日を保護の開始時期とする保護の開始決定処分(以下「本件処分1」という。)を行った。
- 3 処分庁は、令和2年6月4日付けで、同月分の保護費の額を決定する保護変更決定(以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。)を行った。
- 4 請求人は、令和2年8月3日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

転居前の保護の実施機関と処分庁のさいてい生活費のちがいと請求人からではなく元家主からのたちのきの為に又、不動産に全部ことわられた為家賃の決定が出来なかった為

(2) 審理員が令和2年10月30日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

新規調査記録N○2に(1)世主のその後仕事を転々とあるが調理師として調理技術、計算、計数管理、料理長としての人格等の向上の為には多くの会社、職場に入り見分を広げなければ向上しないと思い転々とした。

令和2年4月9日受付番号 50204039 1頁にコウエイヒラヤと書かれているが借家である。

N○1に3.保護歴において昭和25年4月15日～令和2年5月1日と書いているが、請求人の生年月日は昭和27年なのでまちがいである。

令和2年7月31日付の来所記録において法の生活基準等の書いてある本を見せてもらったことがなくこれらの説明もなく話をきくだけだった。その後府庁に来庁し説明をし本を見せてもらい、コピーをもらい基準書・計算方法がわかりふたたび処分庁に来所し担当外の女性職員から説明をきき図式により書いてもらったが計算すると答えが合わないような気がする。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年9月10日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経緯

(ア) 請求人は、処分庁の所管区域内を居住地とし、年金だけでは生活できない等の理由から最低限度の生活が維持出来ないとして、令和2年5月21日付で法による保護費に給付方を申請し、保護の実施機関である市長から生活保護の決定及び実施の決定権限の委任を受けていた処分庁から、最低限度の生活を維持することでの

きない者と認定されて保護費の給付決定を受け、同月以降、法による保護費の給付を受けていたものであるが、保護費の給付額は収入に応じて算定されるため、処分庁は、法第 61 条により、収入があればその金額等を処分庁に届出する義務があることを請求人に対し、説明していた。

(イ) 処分庁は、請求人が転居前の居宅が建物老朽化に伴う明け渡しにより、家主より立退料として転居費用と引っ越し費用を支給してもらい、令和 2 年 5 月分家賃については、転居前の保護の実施機関から支給されていることから、5 月の住宅扶助は認定しておらず、令和 2 年 6 月分より認定を開始した。

イ 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求について棄却の裁決を求める。

ウ 棄却を求める理由

令和 2 年 5 月分の住宅扶助については、転居前の保護の実施機関から支給されていることから、処分庁では、令和 2 年 6 月分より住宅扶助の認定を開始したものである。

また保護費の認定については「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)に基づき実施している。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和 2 年 4 月 9 日付けの面接記録票には、「【面接内容】 A 市福祉事務所 ケース ワーカーから電話。請求人 A 市の家が立退きになり立退料で処分庁の所管区域内に 5 月 1 日に転居になります。5 月 2 日付廃止。家賃 39,000 円共益費 5,000 円礼金 10 万円火災保険料 2 年で 18,000 円 5 月分の家賃は払い済み。年金月額 99,000 円。5 月 7 日に処分庁に来所予定とのこと。必要書類は、郵送しますとのこと。」との記載がある。

イ 令和 2 年 5 月 7 日付けの面接記録票には、「申請意思 無」「【面接内容】 A 市から老朽化による立退きによる(5/2 廃止) A 市福祉事務所で保護歴あり。退去に伴う転居。転居費用及び引っ越し代は家主負担、5 月の家賃及び共益費は請求人支払い済みとの申告あり。(中略) 手持ち金が 137,000 円あるため、保護費が支給されないことを説明したところ、納得した様子。目安として、生活扶助 78,000 円以下になれば、再相談に来所してもらうように申し向けた。」との記載がある。

ウ 令和2年5月21日付けの面接記録票には、「【面接内容】A市から老朽化による立退きによる（5/2廃止）申請書類提出。本申請に至る。」との記載がある。

エ 令和2年5月21日に処分庁が受理した請求人の保護開始申請書には、「申請の理由 年金だけでは生活が出来ないため」との記載がある。

オ 令和2年5月22日付けの新規調査記録票には、「家賃、敷金等の契約の概要と支払状況」として、「家賃、間代、地代 1か月 39,000円、5月分まで済 6月分から未納」との記載があり、「年金等他法収入」として、「企業年金 57,984円（2カ月）老齢基礎年金、厚生年金 145,636（2カ月）」との記載がある。

カ 令和2年6月2日付け起案の保護決定調書には、「適用年月日 2. 5. 21」、「開廃等の理由・通知案 他の管内からの転入により開始します。◆追給支給額は 27,759円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和2年5月分 生活 27,759円を令和2年6月5日に緊急払いで支給します。」との記載が、扶助額決定欄には、「最低生活費 生活 78,230 合計 78,230」、「扶助額 合計 78,230」、「5月分支給額 合計 27,759」との記載がある。

キ 令和2年6月2日付け起案の保護決定調書には、「適用年月日 2. 6. 1」、「開廃等の理由・通知案 請求人の老齢基礎年金の認定による。厚生年金基金・企業年金の認定による。家賃又は間代の認定による。◆追給支給額は 17,670円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和2年6月分 住宅 17,670円を令和2年6月5日に緊急払いで支給します。」との記載が、収入充当内訳欄には、「厚年基金 28,992」、「老齢基礎 72,818」、「特別徴収額 2,250」との記載が、扶助額決定欄には、「最低生活費 生活 78,230 住宅 39,000 合計 117,230」、「収入充当額 生活 78,230 住宅 21,330 合計 99,560」「扶助額 住宅 17,670 合計 17,670」、「6月分支給額 合計 17,670」との記載がある。

ク 令和2年6月4日付けの本件処分1通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり開始したので通知します。」、「1 保護の種類及び支給額 5月分支給・追給額 生活扶助 27,759 合計 27,759 6月分以降支給額 生活扶助 78,230 合計 78,230」、「3 保護の開始の時期 令和2年5月21日」、「4 開始の理由 他の管内からの転入により開始します。◆追給支給額は 27,759円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和2年5月分 生活 27,759円を令和2年6月5日に緊急払いで支給します。」との記載がある。

ケ 令和2年6月4日付けの本件処分2通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」、「1 保護の種類及び支給額 6月分支給・追給額 住

宅扶助 17,670 合計 17,670」、「4変更の理由 請求人の老齢基礎年金の認定による。厚生年金基金・企業年金の認定による。家賃又は間代の認定による。◆追給支給額は 17,670 円となります。その取り扱いは次のとおりです。令和 2 年 6 月分 住宅 17,670 円を令和 2 年 6 月 5 日に緊急払い支給します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 1 条は、「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第 3 条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第 4 条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第 1 項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第 5 条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第 2 項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえなければならない。」と定めている。
そして、法第 1 条及び第 3 条の基本原理に基づき、法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。
- (5) 保護基準の別表第 1 の第 1 章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件決定時における居宅基準による請求人世帯（1 人世帯）の生活扶助の額は 78,230 円である。
- (6) 保護基準の別表第 3 の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める処分庁管内の

本件決定時における1人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は39,000円である。

- (7)「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (8)次官通知の第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に（中略）必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と定めている。
- (9)「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。」と定めている。
- (10)局長通知の第8の1の(4)のイは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (11)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第3の問18は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等について、「被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」と定めている。

(12) 課長通知の第10の問9は、「他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえないか。」について、「お見込みのとおりである。」と定めている。

(13)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。)の問10の15は、ケース移管時の保護費累積金の取り扱いについて、「保護受給中のやり織りにより生じた累積金の取り扱いについては、課第3の18で示されているが、転居等により実施機関が変わった場合(ケース移管)においても、これを適用して差し支えないか。」との問に対し、「他の実施機関の管内で、保護を受けていた者が転入してきた場合の取り扱いは、課第10の9により、保護受給中の者に対する取扱いと同様に取り扱うこととされているため、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。」と記している。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、本件処分 1において、請求人に対する保護の開始の時期を令和 2 年 5 月 21 日としたうえで、同月分の保護の支給額を 27,759 円、同年 6 月分の保護の支給額を 78,230 円とする処分をしたこと、本件処分 2において、本件処分 1において決定した令和 2 年 6 月分の保護の支給額について、請求人の年金の認定及び家賃又は間代の認定を理由に 17,670 円に変更し、同年 7 月分の保護の支給額を 17,362 円とする処分をしたことが認められる。

(2) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)アからエのとおり、①令和2年4月9日に、処分庁は、請求人の転居前の保護の実施機関から請求人のケース移管が想定される連絡を受けたこと、②令和2年5月7日に、処分庁が、来庁した請求人に対し、手持ち金があるため、保護費が支給されないことを説明したこと、③令和2年5月21日に請求人が保護の申籠を行ったことが認められる。

なお、請求人が処分庁に最初に来庁した令和2年5月7日は、請求人の転居前の保護の実施機関で保護が廃止された日以降、最初の平日である。

請求人が転居前から保護を受給していたことを鑑みると、令和2年5月7日時点の請求人の手持ち金は保護費累積金であると推察されるところ、前記1(12)及び(13)のとおり、転居等により保護の実施機関が変わった場合（ケース移管）における保護

蓄積金の取り扱いは、前記1(1)のとおり、当該預貯金等が既に支給された保険費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を勘取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合について生計費用すべき資産にはあたらないものとして、保有を容認して差し支えないとされ

しかし、処分庁は、令和2年4月9日に転居前の保護の実施機関から請求人の状況
ケース移管について連絡を受けており、同年5月7日時点の請求人の手持ち金は保
護費累積金であると当然に推察されるにもかかわらず、同日時点において、請求人に
手持ち金があるため保護費が支給されないことを説明しており、ケース移管である
ことを想定し手持ち金の使用目的等について聴取し、また、聴取した結果について、
保有が容認されるか否かについて検討した形跡は認められない。

以上からすると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)工のとおり、請求人の処分
庁に対する保護の開始申請は令和2年5月21日であるが、請求人が同月7日に処分
庁に来庁した際に保護の開始申請を行わなかった理由が処分庁による誤った判断及
び調査不足を前提とした説明にあると判断せざるを得ず、同日を保護の開始日とす
る本件処分1は取消しを免れない。

(3) 本件処分2は、本件処分1において決定された令和2年6月分の保護費について、
請求人の年金の収入認定及び住宅扶助の認定を理由に変更するものであるところ、
前記(2)のとおり、本件処分1は取消しを免れないところ、本件処分2については
その前提を欠くことから、取消しを免れない。

なお、本件処分2は取消しを免れないものの、本件処分2は、請求人が受給する老
齢基礎厚生年金等(101,810円)から特別徴収される介護保険料(2,250円)を控除
した額(99,560円)を請求人世帯の収入充当額として認定し、住宅扶助も含めた最
低生活費(117,230円)との差額(17,670円)を請求人世帯の令和2年6月分の保護
費の支給額として決定したものであり、本件処分2の処分時点においては、請求人が
主張する算定の誤りは認められない。

(4) これらを踏まえると、処分庁の誤った判断及び調査不足を前提とした説明に基づ
いた保護の申請日を保護の開始日とした点において、その手続きに違法又は不当な
点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1
項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月8日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋介



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。